

令和8年 第3回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年3月19日 木曜日
2. 総会招集の期日 令和8年3月19日 木曜日

4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室

5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		

6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和8年3月25日 水曜日 午前9時00分開会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
日程第3 報告第6号 非農地証明願について
日程第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和8年第3回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。

それでは 日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。議席番号3番 小林 美和子 委員、議席番号6番 工藤 俊昭 委員のお二人をお願いいたします。

次に日程第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第5号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この8件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第3 報告第6号 非農地証明願について、事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第6号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について9件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第8号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

では、暫時、休憩をはさみます。

休 憩 (9:07)

再 開 (9:16)

○ 寒河江 忠 議長

それでは休憩前に復し、議事を再開します。事務局の説明をお願いします。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第8号説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 平 博之 委員 をお願いします。

○ 4 平 博之 委員

はい。ご報告申し上げます。先ほど事務局の説明がありまして、今回、無償移転ということになりました。譲受人の●●●●さんは東五十川地区の唯一の担い手でありまして、機械はすべて揃っております。何ら問題ないと思います。

○ 寒河江 忠 議長

次に番号2及び3は 高橋 剛 委員 をお願いします。

○ 16 高橋 剛 委員

さきほど、事務局なり農林課の補佐のほうから説明のあった事業部分ですけれども、去年の耕作者が●●●●さんで、さきほども3条契約の解約がありましたが、去年からやっところを規模拡大の部分として田んぼを増やした部分が1年ですぐまた取られるということで、耕作者だった●●●●さんも当初はちょっと戸惑ったわけですが、●●●●さんから「わかった」と解約の同意を得て、さらに地主である○○○○さんと□□□□さんからも、市の事業だから、ということで前向きに協力するというようなことがあったようです。更に、この事業について地元の岡鼠原地区という部落なのですが、そこでも地域説明会が行われまして、部落長さんにも話を聞きに行ったわけですが、「そういうことであれば地区としても協力する」という返答をなされた、ということでしたので、地域・地主・前耕作者ともに前向きに協力するという今回の事業ですので何ら問題ないというふうに捉えております。よろしくお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号4及び5は、椎名 一志 委員にお願いいたします。

○ 11 椎名 一志 委員

番号4と5をご説明します。事務局からあった通り、○○○○さんが息子の●●●●君に経営移譲するということで、4番の名義はおじいさんの□□□□さん 5は○○○○さん、ということで3条の使用貸借となります。●●●●君はまだ20代です。久しぶりに地域で若い農業者が出てきたと喜んでいるところです。みんなで見守って育てていきたいと思っております。ですので何ら問題ないと思います。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号6及び7は、青木 龍哉 委員にお願いいたします。

○ 8 青木 龍哉 委員

まずは番号6の案件でございます。貸人の○○○○さんの自宅のちょうど近くに圃場がございます。去年までですと大豆耕作を委託しておりました。畦畔は自分で管理していましたが本人がとても大変だということで、隣接している法人の●●●●さんが引き受けることとなりました。●●●●さんは平野地区の中心的な農業者でありますし何ら問題ございません。続きまして番号7でございます。○○○○さんから●●●●さんへ貸すということで、さきほど説明のありました通り中間管理機構から3条に移転するということです。●●●●さんは70過ぎていますが息子さんが土日に農業を手伝っておりまして全て機械も揃っておりまして何ら問題ございません。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号8は、高橋 忠 委員にお願いいたします。

○ 12 高橋 忠 委員

8番のご説明を申し上げます。「株式会社■■■■」といたしまして、父親の××××さんの名義から代表取締役 ●●●●さんの名義に変えて、今、株式会社としてスタートしているところでございます。そのようなことで今、どんどんと若い世代がやろうとしているところでございますので何ら問題がないとご報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号9は 渋谷 吉介 委員にお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

番号9につきましては、さきほど事務局からありました通り、借人の●●●●さんが耕作するというのですが、●●●●さんは認定農業者でありまして、稲作については8ヘクタール弱、あとは繁殖牛20頭くらい育てておりまして何ら問題ないと思います。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号6は、片倉 功 委員に関係がありますので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、この1件を除く8件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第8号 農地法第3条の規定による

許可申請のうち、番号6を除く8件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号6を除く8件について、これを許可することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、片倉 功 委員の退席をお願いいたします。

— 片倉 功 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号6の1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号6の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号6の1件について、これを許可することに決定いたします。ここで片倉 功 委員の復席を求めます。

— 片倉 功 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

片倉 功 委員に申し上げます。ただいま、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号6の1件について、これを許可することに決定しましたので告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第9号朗読後、説明 —

1番 平山の案件。地目がどちらも田。面積が合計で5,306㎡でございます。権利種別：賃貸借 貸付人：平山在住 ○○○○、及び、同じく平山在住 □□□□でございます。借受人：株式会社■■■■ 代表取締役 ●●●● 転用目的：砂利採取によるものです。概要：砂利を採取し骨材に精製加工し販売するため一時転用するものでございます。砂利採取後は山土で埋め戻しを行い、整備した上で現状に復元するとのことでございます。こちらは900㎡を超えますので、農地部会長報告案件、及び3,000㎡も超えておりますので来月4月の常設審議委員会の諮問案件となります。続いて費用面ですが賃借料として総額■■■万■■■円。造成費として■■■万円。その他としまして■■■万円の総額■■■万■■■円でございます。要件ですが、当該地は農用地区域内の農地に該当するため、原則として許可できませんが、砂利の採取を目的とする一時転用であり、農地を復元するために適切な措置が講じられると認められるため、許可は可能となります。造成はなし。法面は生じません。取排水は該当なし。雨水は地下浸透です。続いて2番 九野本の案件。地目が畑、面積が158㎡でございます。権利種別は所有権移転、譲渡人が九野本在住の ○○○○ 譲受人：■■■■株式会社 代表取締役 ●●●●です。こちらは面積158㎡のほかに併用地として宅地が197.59㎡でございます。転用目的は従業員駐車場の設置のためです。概要ですが、従業員の福利厚生施設である休憩所がなかったため現在も○○○○さんの住宅を従業員の休憩所として、申請地である当該地を従業員の駐車場として利用するため申請するものでございます。費用面ですが、土地取得費として総額■■■万円。造成費としまして■■■万の総額■■■万円でございます。要件ですが、当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり第1種農地に該当するため原則として許可できませんが、集落に接続するため、許可は可能となります。造成は約30cmの盛土を行います。造成整地後は周囲と

同じ高さになるため法面は生じません。取排水は該当なし。雨水は地下浸透です。続いて位置関係についてですが、北側は用悪水路を挟んで田。南側は宅地。東側は公衆用道路と用悪水路を挟んで田。西側は宅地となります。周囲への影響ですが、建物等の建設を行わないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。農地専門部会から報告いたします。農地転用申請のうち、900㎡を超える案件が1件あり、地区担当委員の青木久美子 委員及び事務局と現地確認をして参りましたのでご報告いたします。なお 平 博之 副部会長につきましては、事務局と事業計画等の資料にて別途確認をさせていただいております。それでは説明に移ります。平山、■■■■の案件で現地確認は3月6日に開催された陸砂利採取対策協議会に合わせて行われました。申請地は所有者が〇〇〇〇氏、及び同じく平山在住 □□□□氏の2名で、一時転用により砂利採取を行う予定です。事業者は■■■■で、採取期間は許可後から令和9年4月30日までの約1年間、掘削深は8mです。位置関係についてです。北側：公衆用道路、用悪水路を挟んで田、南側：用悪水路を挟んで田及び宅地、東側：用悪水路を挟んで田及び畑、西側：公衆用道路、用悪水路を挟んで田となっております。保安距離を十分に確保するため、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転6件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第10号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

では、暫時、休憩をはさみます。

休 憩（9：37）

再 開（9：47）

○ 寒河江 忠 議長

それでは休憩前に復し、議事を再開します。事務局の説明が終わりました。農用地利用集積等促進計画（案）6件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）6件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）6件について、これを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和8年第3回長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9：47

上記のとおり、令和8年第3回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年3月25日

議 長	会 長	⑩

議事録署名委員	3 番	⑩

議事録署名委員	6 番	⑩
